

議案第13号

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

出会地区農業集落排水処理施設及び岡崎上王子地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合するため。

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市生活排水処理施設条例の一部改正)

第1条 西脇市生活排水処理施設条例(平成17年西脇市条例第143号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)処理施設の名称等			
名称	処理場の位置	処理場の位置	処理区域
	(略)	(略)	
	(削る)	西脇市出会町 6番地	出会町 合山町の一部
	(削る)	西脇市岡崎町 411番地の3	岡崎町 上王子町 落方町の一部
	(略)	(略)	

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年西脇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(経営の基本)			
第3条(略)			
2	農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。		
3	農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。		
(1)	(略)		
(2)	計画区域面積	133ヘクタール	
(3)	計画処理人口	<u>6,920人</u>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。